

〔博道隨筆〕北條執權の末に及んで、七十服茶、百服茶などいふ事聞えし、京都將軍慈昭院殿○足利政の頃より専らになりける、其比の茶禮は、今の様とはかわりて、本の茶非の茶といふを分ち、品々の茶を點じ出す事十服より百服にも至る、是を呑もの褒貶をなして勝負を争ふ、相阿彌が君臺觀に茶器を多く長盆にならべするたる事の見えたる、茶數品なればなり、其中に十服茶などいふ式は、茶三種を各四服づ、包み、三種四服の中、各一服を取て試とし、殘る處三々九服に客といふ茶を一種そへて、以上十服を點じ出す、是を十服茶といふ、又三種試初に呑を一と定、其次を二三客として出す、試なき式あり、これをツ、ゼメとも無試茶ともいふなり、これを又回茶といふ、顔回の回にて、一を聞て十を知るといふ事にとりたり、又試の有を貢茶と云、子貢の貢にて一を聞て二を知るといふ事にとりたりといふこと、塩囊抄に見へたり、今考るに、當時の十炷香の式に相同じ、東山殿○足利政の時に、山名宗全十服茶を能呑覺へしといふ事、蜷川覺書といふものに見へたり、其茶式轉じて今のごとくなりけり、元龜天正の頃より千利休が作り出せるにはじまる、今も其子孫千と稱して、茶禮を以て家を建て、京師に住せり、

〔光嚴院御記〕元弘二年六月五日癸卯、資名卿實定卿已下少々近臣等祇候、有飲茶勝負、被出賭物、知茶之同異也、實繼朝臣兼什法印、各一度勝也、給懸物、其後小一口公秀卿參、賴定卿包一、又有勝負、孔子分方可調進繪一弓之由被定之、

〔太平記七〕千劍破城軍事

大將ノ下知ニ隨テ軍勢皆軍ヲ止ケレバ、慰ム方ヤ無リケン、或ハ碁雙六ヲ打テ日ヲ過シ、或ハ百服茶、褒貶ノ歌合ナンドヲ翫テ夜ヲ明ス、

〔太平記三十三〕公家武家榮枯易地事

公家ノ人ハ加様ニ窮困シテ、溝壑ニ填、道路ニ迷ヒケレ共、武家ノ族ハ富貴日來ニ百倍シテ、身ニ